岐

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

課

岐阜県知事

古

田

課 \_;

税

務

八

税

務

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

訓

令

甲

規

則

岐阜県規則第二十五号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

正する。 岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改

第十九条及び第二十条を次のように改める。

(徴収猶予)

号様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。

第十九条 法第十五条の二第一項又は第二項に規定する徴収の猶予の申請書は、第三十

- 2条例第九条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額

納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額

- 徴収の猶予を受けようとする期間
- 四 分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、当該分割納付又は当該 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか (分割納付又は
- という。) 及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。 分割納入の各納付期限又は各納入期限 (以下この号において「各分割納付等期限)
- 五 る場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、 **徴収の猶予に係る金額が百万円を超え、かつ、その猶予に係る期間が三月を超え**

外 毎週 (金曜日)

岐 阜

県

公

報

号

平成二十八年三月二十九日

発行

の事情があるときは、その事情 居所) その他担保に関し参考となるべき事項 (担保を提供することができない特別 価額及び所在 (その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は

- 3 条例第九条の二第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする
- 前項各号に掲げる事項
- 入期限後にする場合には、その理由 法第十五条第二項の申請をやむを得ない理由によりその徴収金の納付期限又は納
- 様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。 法第十五条の二第三項に規定する徴収の猶予期間の延長の申請書は、第三十号の二
- 5 条例第九条の二第五項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- ることができないやむを得ない理由及び徴収の猶予期間の延長を受けようとする期 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入す
- 二 第二項第四号及び第五号に掲げる事項
- 6 三十号の三様式による申請書を県税事務所長に提出しなければならない。 法第十五条の二の三第二項の規定により差押えの解除を申請しようとする者は、 第

(申請による換価の猶予)

第二十条 法第十五条の六の二第一項に規定する換価の猶予の申請書は第三十号の四様 の五様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。 式によつて、同条第二項に規定する換価の猶予をした期間の延長の申請書は第三十号

岐

- 2 条例第九条の四第四項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 前号の金額のうちその納付又は納入が困難である金額 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- 換価の猶予を受けようとする期間
- 四 期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額 分割して納付し、又は納入すべき徴収金の各納付期限又は各納入期限及び各納付
- 五 る場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、 居所) その他担保に関し参考となるべき事項 (担保を提供することができない特別 価額及び所在 (その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は 換価の猶予に係る金額が百万円を超え、かつ、その猶予に係る期間が三月を超え 事情があるときは、その事情

- 3 条例第九条の四第六項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- ることができないやむを得ない理由及び換価の猶予をした期間の延長を受けようと 換価の猶予を受けた期間内に当該換価の猶予を受けた金額を納付し、 又は納入す
- 二 前項第四号及び第五号に掲げる事項

樣式目次中 第三十号様式 予に伴う差押解除) 申請書 徴収猶予 (期間延長) (徴収猶 項及び第三項」 第十九条第一

第三十号様式 徴収猶予申請書 第十九条第一

第三十号の二様 徵収猶予期間延長申請書 第十九条第四

第三十号の三様 徴収猶予に伴う差押解除申請書

第三十号の四様 換価の猶予申請書

式

第三十号の五様 換価の猶予期間延長申請書

第三十号様式を次のように改める。

第十九条第六

に改める。

第二十条第一 第二十条第一

	,	一付,									処 理※	事 ※
	一受,	·	)即 —		住(所	 在	地)	所				
	年	月	日	氏はしてなってはその名								(
	移	急事務所	所長様		この申 答する(		ついて』	芯			電話 番号	
		章田 <b>∔</b> 凶		徴	収 猶	子 申	請	書			加算	3
納す付べ	税目	課税 年度	課税番号	期別	納期限	税	額	延滞		過少申告	不申告	
刊 () き							円		円	円	円	
納徴,収					• •							
入金												
			2 . 2 . 44									
納付(納入)すべき徴収金のうち、 徴収猶予を受けようとする金額												
		予該		第15条第1	項の事実	地方税 ※申請	法第15条第 をやむを	第2項の事 得ない理1	情 由によ	り納期限後	にする場合	はる
1, 2	美 の	詳	細			田も	記載する、	<u> </u>				
<b>→</b> [	<u></u> 時 に	納るこ事	細 付 付 情 網			H &	記載する、	- E.				
一 II (納) が の	時 に すな 詳	納るこ事	付 と 情	年	三月	日力		_ E.				
一 ( が の <sup>猶</sup> す	時 ト ト ナ を る を る	納 る い 事	付と情細 と間	年額	<ul><li>月</li><li>年月日</li></ul>	日か			ı		月 日	ま
一 II (納) が の	時 ト ト ナ を る を る	納こ事が期	付と情細 と間		1	日か	16		ı	年	月 日	まれ
一(がの猶す 納付(納	時 ト ト ナ を る を る	納 るい ま 期 月	付と情細 と間		1	日か	16		ı	年	月 日	ま
一(がの猶す納付(	時 ト ト ナ を る を る	納 るい ま 期 月	付と情細 と間		年月日	日か	16		ı	年	月 日	ま
一(がの猶す 納付(納	時 ト ト ナ を る を る	納 るい ま 期 月	付と情細 と間 金 担保財産		年月日 ・・・ ・・・ ・・・	日か	16		ı	年	月 日	ま
一(がの 猶す 納付 (納入) 担 がで 予 計 画 担	時入き をる にすな詳 で 年 一 有 無	Man	付と情細と間金	額の詳細と	年月日 ・・・ ・・・ ・・・	日か	16		ı	年	月 日	ま

第30号	の2様	式(月	月組	[日本工	業規格	A4)	(角	519条	뢹係)					
		付											処理	事項
		,	\	in									*	*
	一文(	` · ′	, J.F.	-11		住				所				
						<u>(所</u> 氏	Î	在		名				
	年	月		日		- 法/		あつてに	はその					
税事務所長様 この申請書につい											電話			
	ሳን	1. 事伤)	リエ	र १त्र				音に、 氏名	) ( · ( ),	ŗ,			番号	
				徴収	猶			間延	長	申	請	書		
徴 受	税目	課税	津田	税番号	期別	納期	1個	税	額	延滞	5全	加	算 ′2	金
収 が が よ	1761	年度	11小	700年7	231/1/1	W 123	I PIX	174	- IR - 円	延训	円 円	過少申告 円	不申告 円	<u>重</u> 円
予う						•	•				Li	[]	L	П
期と間す						•	•							
の る 延 徴														
長 収														
を金					1=									
			<u></u>		計									
徴収	猶予期 受けた	間内に金額を	猶納											
付(約	内入)す	ること	が											
	]の猶				年	,	月	日	から		年	. 月	日ま	で
	を 受 i る		と間		年	,	月	日	から		年	月	日ま	で
.A.I. => I	年	三月日		金	額	年	月日		金智	頁	2	年月日	金	:額
納計付							•							
							•							
納入画						•	•							
<del></del>	右			le mal d	- 3V /m =									
担保	有無			担保財産供できな										
						- 114								
添	付	書業	頁											
47.1			E.											
摘		罗	五											

第30号	の3様式	用紙	日本工業	<b></b>	(A4)	(第19	条関係)				
	付 /	`\								処 理	事 項 ※
	一受!	<i>,</i> ) - ′			住 (所	在					
	年月	]	日				名 )てはその :表者氏名				A
	税事務	务所長	様			請書は	こついて応			電話 番号	
	T		徴収	猶 予	に伴	う差	差押解除	申请	請 書		
滞納	住 (所在:	所 地 )									
者	氏 (名 科	名;)									
徴収	猶予年月	月日		年	月	目	差押年月	目	年	月	日
差け押よ	名	称									
えう のと 解す	数	量									
除るを物	性	質									
受件	所	在									
差押えの解除を受けようとする理由											

大   年度   株の出す   79.37   株の出す   79.37   株の世   1.1	第30号	の4様	式 (月	月紙	日本工	業規格	A 4)	) (第	第20条	関係)					
### (所 在 地)  「所 在 地)  「所 在 地)  「所 在 地)  「			付、											処理	
### (所 在 地)			,	\	п									**	**
<ul> <li>年 月 日 校事務所長様</li> <li>一 校事務所長様</li> <li>上 公本称及び代表者氏名</li> <li>上 公申請書について応答する係氏名</li> <li>接 価 の 猶 予 申 請 書</li> <li>納 女 伊 中度</li> <li>株 価 の 猶 予 申 請 書</li> <li>株 付 き 飯 毎 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日</li></ul>		一文(		;' H	lı			_			折				
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##								<u> </u>	在		<b>∀</b>				
税事務所長様		年	月		目		- 法/			はその	<sup></sup>				印
Ye   A   A   A   A   A   A   A   A   A		私	当事終	折長	様						<del>`</del>			雷話	
新す 税目 課税 課税番号 期別 納期限 税 額 延滞金 <u>海少申告 不申告 重</u> 付べき (納収		1)	/L <del>J</del> 1///	7114	. 140					J V C//[	٦,				
##   中度   課税番号   別別   新別版   校に   後日   理律室   適少申告   不申告   重   重   円   円   円   円   円   円   円   円						換価	j Ø	猶	予	申請	書 書				
付べ   本度   中   中   中   円   円   円   円   円   円   円	納す	税目		課	税番号	期別	納期	限	税	額	延滞	金		ı	
( ) 数       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	付べ		年度							-					
A       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_ `						•	•							
納付 (納入) すべき徴収金のうち   換価の猶予を受けようとする金額   一時に納付(納入) することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細   集価の猶予を受けよう   集	納徴						•	•							
(対してきない特別の事情       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	人 .						•	•							
一時に納付(納入) することにより事業の継続又は生活 の維持が困難となる事情の詳細 換価の猶予を受けよう とする期間 年月日 金額 年月日 金額 年月日 金額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 筮						•	•							
一時に納付(納入) することにより事業の継続又は生活 の維持が困難となる事情の誰細 換価の猶予を受けよう とする期間年月日金額年月日金額年月日金額 年月日金額年月日金額 年月日金額年月日金額 年月日金額 年月日金額 年月日金額 年月日金額 年月日金額 年月日金額 年月日金額 年月日金額 千月日金額 千月日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	納	付(新	対入)	すべ	べき徴収	又金の :	うち、	:							
### ### ### ### ### ### ### ### ### #					<u>りょう</u>	<u> </u>	立並能	Į							
の維持が困難となる 事 情 の 詳 細 換価の猶予を受けよう 年 月 日から 年 月 日まで 年月日 金額 年月日 金額 年月日 金額 (納計付) (納															
る事情の詳細       換価の猶予を受けよう ます 期間     年月日     日から     年月日     日まで       年月日     金額     年月日     金額       ・・     ・・     ・・       ・・     ・・     ・・       ・・     ・・     ・・       担保財産の詳細又は提供できない特別の事情       添付書類       摘要															
換価の猶予を受けよう とする期間     年月日     日から     年月日     金額       (A) (A) 大り (A															
とする期間     中月日     金額     年月日     金額     年月日     金額       納計付(納)     ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						<i></i>				н.г. >		<i></i>	п	н љ	
納計 付 (納 入) 担 有 無 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	とす	- る	期	間								· ·			
付       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	∞中픻上	年	三月日		金	額	年	月日		金額	<b>真</b>		年月日	金	:額
納入画       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	付付	,	• •				•	•					• •		
入画     ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	о́ф Уф		• •				•	_ •					•		
・・     ・・       担 有 □ 担保財産の詳細又は提供できない特別の事情       添 付 書 類       摘 要	刹 入画							•							
保     無     口     供できない特別の事情       添付書類     要		,					•								
保     無     口     供できない特別の事情       添付書類     要	<del>‡</del>	有			担保財産	の詳細で	7 は提					1			
摘 要															
	添	付	書業	頁				1							
	<del>جار</del> ل			<b></b>											
					HH . n →		,	,							

2 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第30号	の5様	式(月	月紙	日本工	業規	格	A 4)	) (	<b>第20条</b>	関係)					
		付、												処理	事項
	/ 一受(	,	、 !印											*	*
	一文、	``'	`, <sub>⊟1</sub>				住	_			所				
					_		<u>(</u> 所 氏	<u> </u>	在	地)	) 名				
	年	月		日			法			はその者氏名	) ]				(EI)
	移	总事務所	沂長	様	-					ついて				電話	
									氏名					番号	
			換	価	の	猶	予	期	間	延 :	長 申	請	書		
換 受価 け	税目	課税 年度	課種	说番号	期別	引	納期	限	税	額	延渭	帯金	過少申告	<b>算</b> 名	金 <u>重</u>
のよ		平及								円		円	円	円	円
猶 う 予 と															
期す							•	•							
間るの徴							•	•							
延収長金							•								
を並															
		合				計	•								
		予を受													
		こ猶予													
		預を納 ること													
		い理													
		予期				年		月		日か	È.	年			まで
		けよ期				年				日カン		 年			まで
とす			間	Λ	hat:	7						1			
納計		月日		金額	祖		牛	月日		金額	祖 ———	1	年月日	金	額
付	'	• •					•	•					• •		
納	,	• •					•	•					• •		
入画	,	• •					•	•					• •		
		• •											• •		
担	有			担保財産	の詳	細又	は提		•						_
保	無		1	供できな	い特別	別の	事情								
添	付	書業	頁												
摘		曼	至												
/++ <del> </del>															

平成二十八年三月二十九日

この規則は、

平成二十八年四月一日から施行する。

附

則

岐阜県訓令甲第二号

訓

令

甲

総 務 部

出 納 事 務 局

各県税事務所

自動車税事務所

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

岐阜県知事 古 田

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程(昭和六十年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正す

目次中「第二百条」を「第二百条・第二百一条」に改める。

**二の二第一項」に、「徴収猶予」を「徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長」に改め、** 項中「徴収猶予の」を 同条第四項中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三 同条第五項中「、徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、「及び条例第九条第二項の規定 収の猶予期間の延長をする」に改め、同条第二項中「第十五条第四項」を「第十五条の 次に次の五項を加える。 により徴収猶予期間延長申請書の提出があつた場合」を削り、同項を同条第十項とし、 **「法第十五条の二第五項」に、「徴収猶予申請書の提出があつた」を「徴収の猶予又は徴** 第十三条の見出しを「(徴収猶予)」に改め、同条第一項中「条例第九条第一項」を 「徴収の猶予の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項の

3 県税事務所長は、法第十五条の二第五項の規定により徴収の猶予又は徴収の猶予期

号

り決議しなければならない。 間の延長を認めないときは、 別記第十三号の三様式による徴収猶予不承認決議書によ

5 めない旨の通知は、別記第十三号の四様式による通知書により行わなければならない。 法第十五条の二第七項の規定による申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しく 法第十五条の二の二第二項の規定による徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認

は提出を求める通知は、別記第十三号の五様式による通知書により行わなければなら

- 6 当該申請者に通知しなければならない。 間の延長の申請を取り下げたものとみなされたときは、別記第十三号の六様式により 県税事務所長は、法第十五条の二第八項の規定により徴収の猶予又は徴収の猶予期
- 7 旨の通知は、別記第十三号の七様式による通知書により行わなければならない。 条例第九条第四項の規定による各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更する

猶予」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 第二項」に、「換価の猶予」を「職権による換価の猶予」に改め、同項を同条第五項 同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十五条の六第二項」を「第十五条の五の三 項」を「第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第四項」に、 **価の猶予」を「職権による換価の猶予」に改め、同条第五項中「、換価の猶予」を** を「第十五条の五の二第三項において準用する法第十五条の二の二第一項」に、「換 改め、同条第二項中「第十五条の五第三項において準用する法第十五条第四項前段」 み替えて準用する法第十五条の三第一項」に、「換価の猶予」を「職権による換価の とし、同条第三項中「第十五条の六第一項」を「第十五条の五の三第二項において読 「職権による換価の猶予」に、「第十五条の五第三項において準用する法第十五条第三 **「換価の猶予期間を延長する」を「職権による換価の猶予期間の延長をする」に改め、** 第十四条の見出し及び同条第一項中「換価の猶予」を「職権による換価の猶予」 条例第九条の三第二項において準用する条例第九条第四項の規定による各分割納 に

第十四条の次に次の一条を加える。

通知書により行わなければならない。

付等期限及び各分割納付等金額を変更する旨の通知は、別記第十三号の七樣式による

(申請による換価の猶予

第十四条の二 県税事務所長は、法第十五条の六の二第三項において読み替えて準用す る法第十五条の二第五項の規定により申請による換価の猶予又は申請による換価の猶

岐

号

ければならない 予期間の延長をするときは、別記第十三号様式による換価猶予決議書により決議しな

- 2 号の二様式による通知書により行わなければならない。 る申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長の通知は、別記第十六 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二の二第一項の規定によ
- 3 しなければならない。 長を認めないときは、別記第十三号の三様式による換価猶予不承認決議書により決議 条の二第五項の規定による申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延 県税事務所長は、法第十五条の六の二第三項において読み替えて準用する法第十五
- 5 の規定による申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長を認めない 旨の通知は、別記第十六号の三様式による通知書により行わなければならない。 法第十五条の六の二第三項において読み替えて準用する法第十五条の二の二第二項 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第七項の規定による申

報

- 6 五様式による通知書により行わなければならない。 請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める通知は、別記第十三号の 県税事務所長は、法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八
- されたときは、別記第十三号の六様式により当該申請者に通知しなければならない。 項の規定により換価の猶予又は換価の猶予期間の延長の申請を取り下げたものとみな
- 7 知書により行わなければならない。 等期限及び各分割納付等金額を変更する旨の通知は、別記第十三号の七様式による通 条例第九条の四第三項において準用する条例第九条第四項の規定による各分割納付

改める。

- 8 る換価猶予取消決議書により決議しなければならない。 項の規定により申請による換価の猶予の取消しをするときは、別記第十三号様式によ 県税事務所長は、法第十五条の六の三第二項において準用する法第十五条の三第一
- 9 ければならない。 請による換価の猶予の取消しの通知は、別記第十六号樣式による通知書により行わな 法第十五条の六の三第二項において準用する法第十五条の三第三項の規定による申
- 10 とする場合について準用する。 いて、前二項の規定は申請による換価の猶予の取消しに係る延滞金を免除しないこと 第一項及び第二項の規定は申請による換価の猶予に係る延滞金を免除する場合につ

第六十五条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める

9

)

から第四項まで及び第八項から第十項まで」に改める。 第八十八条の二第一項及び第八十八条の三第一項中「第十三条」を「第十三条第一項

から第四項まで及び第八項から第十項まで」に改める。 第八十九条第二項中「第十五条第四項」を「第十五条の二の二第一項」 第八十九条の二第一項及び第八十九条の三第一項中「第十三条」を「第十三条第一項 に改める。

第百一条中「及び第二項」を「から第四項まで」に改める。

第百二十五条の七第一項中「及び第四項」を「、第四項、第八項及び第九項」 第百十一条中「第四項まで」の下に「、第八項及び第九項」を加える。

第二百条の次に次の一条を加える。

同条第二項中「第十五条第四項」を「第十五条の二の二第一項」に改める。

(特例条例による不均一課税

第二百一条 県税事務所長は、個人の事業税、法人の事業税又は不動産取得税について、 があつたときは、別記第三百八号様式による不均一課税決議書により不均一課税につ 岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例 いて決議しなければならない。 (平成二十七年岐阜県条例第四十三号) 第四条の規定による不均一課税申請書の提出

2 県税事務所長は、前項の規定により不均一課税の決定をしたときは、その旨を別記 附則第三項中「第十三条第一項及び第二項」を「第十三条第一項から第四項まで」に 第三百九号様式による通知書により当該申請者に通知しなければならない。

「第十三号様式 徴収猶予 (徴収猶予取消) 第十三条第一項、

換価猶予 (換価猶予取消)) 第三項及び第五項

第十四条第一項、

第三項及び第五項、

第八十八条の二第 一項、第八十八条

の三第一項、第八

十九条の二第一項、

別記様式目次中

第八十九条の三第

第百十一条、 一項、第百一条、

<b>号外</b> (4)	岐 阜 県	公 報	平成28年3月29日	( 10 )
		を	「第十三号様式	
			決議書 (換価猶予(換価猶予取消)	
			(換価猶予取消))	
式 第 式	に附則第三項 条の七第一項並び 条の七第一項並び	の三第一項、第百年の三第一項、第八十九条の二第一項、第八十九条の二第一項、第八十九条の二第一項、第八の二第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、	十項、第八十八条第十四条の二第一項、第八項及び第六項、第八項及び第六項、第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、第十三条第一項、第十三条第一項、第十三条第一項、第十三条第一項、第十三条第一項、	
十三号の三様		百条第場八に、	条 第 一 <sup>収</sup> 、 <sup>収</sup> 、 式 第 十 三	項がでに附則第三二十五条の七第一
<b>決 徵</b>	<b>数</b>	 号	=	_ = -
		号の二様		
		取 火 猶 予		
		徴収猶予(期間延長)通知書		
		(1) 通知書		
	三頁 第百一条、第百十 一条並びに附則第 一条並びに附則第	一項、第八十九条第八十八条の二第一項、第八十八条の三第一項、第二項、第二項及		
	•			
式 第 式 第 式 第 士 士 士	₹	式 第		
式 第十三号の五様 式 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		式第十三号の四様		
付徴 な徴 申		通徵		

( 11 )	平成28年3月29日	岐	阜	県 公	報		号 外 (4)
	知 収 書 猶 予				議 収 書 猶 予	Į į	収 猶 予
	(期間延長) 不承認				(換価猶予) 不承認		収猶予(期間延長)通知書
	不 承 認				不 承 認	; }	通 知 書
百二十五条の七第 第百十一条及び第 一項、第百一条、	第十三条第四項、 第八十八条の二第 で 第八十八条の二第 第八十八条の二第	附則第三項 の七第一項並びに 及び第百二十五条 一条、第百十一条	の三第一項、第百一項、第八十九条	第八十九条の二第)に、八条の三第一項、第八十	項、第八十八条の第十四条の二第三	明第三項明第三項では、	第十三条第二項、 第八十八条の三第 一項、第八十九条の三第 の二第一項、第八十 の二第一項、第八十 の二第一項、第八十 の二第一項、第八十
					「第十四号様式		
					<b>徴収猶予取消</b>		
第百二十五条の七第百二十五条の七第二十二条の三第一項で	のこれでは、いまでは、いまでは、まれ、これで、まれ、これで、まれ、まれ、まれ、まれ、まれ、まれ、まれ、まれ、まれ、まれ、まれ、まれ、まれ、				通知書	(納入) 方法変更通知書収猶予 (換価猶予) 分割納	し取下げ通知書 (換価猶予) 申請み収猶予 (換価猶予) 申請み
十五条の七一条並びにの三第一項、	- 項、第八十 八条の三第 八条の三第 で、第八十 の三第 で、第八十 の三第	第一項第一日、第一項の三第一項で	の二第一項、第八十九条	第八十八条の三第八条の二第一項、	第十三条第四項及 七項 び第十	<b>吳通知書</b> (予) 分割納	知書 等に係る通知書
	「第十五号樣式	条がでに第一項、	学、第八十九条を	の三第、第八十	四条の	第十四条第三項及第十三条第七項、	び第十四条の二第 第十三条第五項及 第十三条第五項及 三項 三項 三項 三項 三項 三項 三項 三項
	様式 換価の猶予				「第十四号様式」	,	公項 公項 則 第及 第及 第
	予(期間延長)通知				徵収猶予取消通知書		
び 第 五					書		

第13号の3様式(用紙日本工業規格A4)(第13条、第14条の2、第88条の2、第88条の3、第89条の2、第89条の3、第101条、第111条、第125条の7、附則第3項関係)

所 長	担当課長	係 長	係員	主 任

起案	年	月	日
決議	年	月	日
通知	年	月	日
文書番号	第		号

徵収猶予 (換価猶予) 不承認決議書

次のとおり、徴収猶予(換価猶予)の申請を不承認とし、申請者宛て通知してよろしいか。

住(所	所(在地)						
氏 (名							
根拠	心条文						
申請の目的			徴収猶予 換価の猶予	申請日	年	月	目
摘							
要							

第13号の4様式(用紙日本工業規格A4)(第13条、第88条の2、第88条の3、第89条の2、 第89条の3、第101条、第111条、第125条の7、附則第3項関係)

徵収猶予 (期間延長) 不承認通知書

号 第

年 月 日

様

岐阜県 税事務所長 印

月 日付けで申請のありました徴収猶予(期間延長)については、 下記の理由により不承認としましたから、地方税法第 条第 項(同法第 項において準用する同法第 条第 項)の規定により通知します。

## 【不承認理由】

(審査請求)

- この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 (処分の取消しの訴え)
- (処力の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
  (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第13号の5様式(用紙日本工業規格A4) (第13条、第14条の2関係)

申請書の訂正等に係る通知書

第 号

年 月 日

様

岐阜県 税事務所長 印

次のとおり申請書の訂正等を求めますから、地方税法 第15条の2第7項 第15条の6の2第3項において 準用する同法第15条の2第7項

年 月 日付けで提出のありました

に係る申請書につい

て、

ため、この通知を受け取つた日から20日以内に、申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしてください。

なお、期間内に申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなか

第15条の2第8項 ったときは、地方税法  $_{\hat{\pi}_{15}}$ 第15条の $_{600}$ 2第3項において準用する同法第 $_{15}$ 条の $_{200}$ 2第8項 により当該期間を経過した日に申請を取り下げたものとみなされます。

訂正等を求める書類	訂正等を求める内容

第13号の6様式(用紙日本工業規格A4)(第13条、第14条の2関係)

徴収猶予 (換価猶予) 申請みなし取下げ通知書

第 号

年 月 H

様

岐阜県 税事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました徴収猶予(換価猶予)について 年 月 日付け 第 号「申請書の訂正等に係る通知書」 は、 において申請書等の訂正等を求めましたが、訂正等がされませんでした。

よつて、地方税法第15条の2第8項(第15条の6の2第3項において準用する同法第15 条の2第8項)及び岐阜県税条例第9条の2第7項(第9条の4第7項)の規定により、「申 請書の訂正等に係る通知書」を受けた日から20日を経過した 年 月 日に徴収猶予(換価猶予)の申請を取り下げたものとみなされましたので通知します。

第13号の7様式(用紙日本工業規格A4)(第13条、第14条、第14条の2関係) 徴収猶予(換価猶予)分割納付(納入)方法変更通知書

第 号

年 月 日

様

岐阜県 税事務所長 印

年 月 日付けで徴収猶予(換価猶予)をしましたが、下記のとおり納付(納 入)方法を変更しましたから、岐阜県税条例第9条第4項(同条例第9条の3第2項及 び第9条の4第3項において準用する同条例第9条第4項)の規定により通知します。

住 (所在	所(地)						
氏 (名	名 称)						
猶予其	阴間		年	月	日から	年	月 日まで
				変更後の分	分納の	方 法	
回数	納尓	力(納入	.)期日	納付(納入)金額	回数	納付(納入)期日	納付(納入)金額
		•	•			•	
		•	•			•	
		•	•				
		•	•			•	
		•	•				
		•	•			• •	
摘	要						

第16号の2様式(用紙日本工業規格A4)(第14条の2関係)

申請による換価の猶予(期間延長)通知書

第 号 年 月 日

様

岐阜県 税事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました換価の猶予 (期間延長) については、 地方税法第15条の6第1項(同条第3項において準用する同法第15条第4項)の規定に より、換価の猶予(期間延長)をしましたから、同法第15条の6の2第3項において準 用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

住 (所在地	所()									
氏 (名称	名)									
猶予(猶	i予の刻	延長) 期間		年 月	日か	15	年	月	日ま	で
			換 価	の猶予を	・した	徴収金				
税 年度 期	目別	課税番号	納期限 督促等年月日	税額	延渭	<b>夢金額</b>	加 過少申告		額重	摘要
				F.	法律によ	る金額 円	円	円	円	
						<i>II</i>				
						<i>II</i>				
						JJ				
!						JJ				
滞納処	:分費	法律による金								
	名称 の       予 (猶予の延長) 期間     年月日から年月日まで 換価の猶予をした徴収金       財別     納期限 証等月日     加算金額 過少申告不申告重     加算金額 過少申告不申告     摘要       日									
回数	納付		納付(	納入)金額	回数			納付	(納入)	金額
						•	•			
						•				
						•				
						+				
摘	1					_1	<u> </u>			

要

(滯納処分費)

- 「滯納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。 (審査請求)
- この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知 書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 (処分の取消しの訴え)
- 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以 内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこと とされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消し の訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第16号の3様式(用紙日本工業規格A4) (第14条の2関係)

申請による換価の猶予(期間延長)不承認通知書

号 第

年 月 日

様

岐阜県 税事務所長 印

日付けで申請のありました換価の猶予(期間延長)について は、下記の理由により不承認としましたから、地方税法第15条の6の2第3項において 準用する同法第15条の2の2第2項の規定より通知します。

## 【不承認理由】

- この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知 書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 (処分の取消しの訴え)
- 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこと とされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第8号様式備考は、この様式について準用する。 備考

める。 別記第三十四号様式中「予器申算で」を「離昏端光」に、「60日」を「3か月」 別記第十九号様式及び別記第三十一号様式中「60円」 を「3か月」 に改める。 に改

**汁鰮行」に、「予服申けて」を「審査請決」に、「60日」を「3か月」に改める。** 三十七号様式その三(裏面)中「十六鮑行及び大茴井忟鮑行」を「大茴井忟鮑行及び十 別記第三十七号様式その一 (裏面)、別記第三十七号様式その二 (裏面) 及び別記第

0日」を「3か日」に改める。 別記第五十六号様式及び別記第五十八号様式中「分器曲はつ」を「幽崎踹突」に、「6 別記第四十六号様式及び別記第四十七号様式中「60日」を「3か日」に改める。

別記第五十八号の二様式及び別記第五十九号様式中「60日」を「3 か月」に改める。 別記第六十八号様式中「分眾毋以て」を「幽吟職分」に、「60日」を「3か日」に改

別記第九十五号様式中「60日」を「3か月」に改める。

恒井口銀行及び十六銀行」 に改める。 別記第百九号様式中「60日」を「3か日」に、「十八點行及び大茴井口點行」 を イ

を「3か円」に改める。 別記第百五十二号様式その一(裏面)中「分器毋口へ」を「幽崎淵光」 ĺĆ [60**日**]

「60日」を「3か日」に改める。 **鑑行又は十八艶行」に改め、同様式その二(裏面)中「予腸申吐て」を「離酔譜弁」に、** 別記第百五十二号様式その二 (表面) 中 「十六銀行又は大垣共立銀行」や「大垣共立

岐

「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改める。 別記第百七十六号の二様式、別記第百七十八号様式及び別記第百八十号の二様式中

銀行及び十六銀行」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改め 別記第百八十三号様式その一(裏面)中「十六點行及び大両井口點行」を「大両井口

**井口艶行及び十小艶行」に改める** 別記第百八十三号の二様式その一 (裏面) 中「十六銀行及び大垣共立銀行」を「大垣

十五号の二様式中「60日」を「3か月」に改める。 別記第百八十四号様式、別記第百九十号様式、別記第百九十五号様式及び別記第百九

(21) 旧 別記第二百一号様式 に改める (真面) 中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か

> 「3か川」に改める。 別記第一 |百||号様式、 別記第二百十七号様式及び別記第二百十九号様式中「60円」を

に改める 別記第二百二十号様式及び別記第二百二十一号様式中「斃竏啷嶉臍」 を 「管理調整監」

**| 対が」に、「沖卍が」を「魏沖が」に改める。** 対する裁決」以、「決定を経ない」や「裁決を経ない」以、「異議申立てが」や「審査請 **以、「異議申立てを」や「審査請求を」以、「異議申立てに対する決定」や「審査請求に** 別記第二百二十二号様式中「不眾申以て」を「離踏譜式」に、「60日」を「3か月」

**や「審査請求が」 !! 、「決定が」 | や「裁決が」 !! 、「決定を経ない」 | ゆ「裁決を経ない」** を」以、「異議申立てに対する決定」や「審査請求に対する裁決」以、「異議申立てが」 に改める。 別記第二百二十三号様式中「60日」を「3か月」に、「無難申立てを」を「幽酔論や

別記第二百二十七号様式(裏面)中「予器毋ひて」を「幽酔譜学」 に、「60日」

を

「3か円」に改める。

での規定中「60日」を「3か日」に改める。 別記第二百三十八号様式中「十六銀行及び大垣共立銀行」を「大垣共立銀行及び十六 別記第二百二十八号様式及び別記第二百三十一号様式から別記第二百三十四号様式ま

鑑介」に、「才服申けて」を「離降請決」に、「60日」を「3か月」に改める

別記第二百三十八号の三様式中「60日」を「3か日」に改める。

を「3か川」に改める。 別記第二百三十八号の六様式(裏面)中「分眾毋けて」を「蝌峅踹头」 ĺĆ . **[**60**H**]

改める。 別記第二百三十八号の七様式及び別記第二百三十九号様式中「60日」を「3か月」に

立銀行及び十六銀行」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改 別記第二百四十七号様式その一(裏面)中「十六駘行及び大尚井口駘行」を「大尚井

が归」に改める。 別記第二百四十七号様式その二中「矛器母はて」を「囃酔踹み」に、 「60田」を「3

別記第二百五十号様式中「谿部⊪嶉牌」を「⊪嶉踹牌牌」に改める。

立銀行及び十六銀行」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、 別記第二百五十二号様式その一(裏面)中「十六點行及び大両井口點行」を「大両井

所長担当課長係長係員主任起案       決裁・通知・	• 入力確認
通 知 ·	•
\tag{2}	•
税に係る県税不均一課税決議書	
申 住 所(所在地)	
請氏名(名称)	
者年又は事業年度	
要新增設設備取得年月日減価償却開始年月日取	得 価 額
件・・・・・	円
<i>O</i>	
判 定 合 計	
	分割基準適用
	後の事業年度 末日現在の数 摘要
新	木日現住の数   パター 値
増第一人人人人人人人人人人人人人人	1
記 年 新増設設備に直接 従事する従業者数 設 度	
	2
新増設設備に直接 従事する従業者数	
う   新増設設備に直接	3
年 従事する従業者数 設 度	
	4
比率 (	
(1)+(2)+(3)+(4)	V 424 V 313 K 23 A 2
不 区 分 比率 不均一課税対象額 不均一課税後残額 既減額利	<b>党額</b> 差引減額税額
b   (減額税額) (減額後残額)	
一	
17.	
税   税   円   円   円   円   円   円   円   円	円円
額割割	
計 不 種 類 地目・構造 地積・床面積 取得年月日 課税標準 動	
	-円 円
取 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
書	

第309号様式(用紙日本工業規格A4)(第201条関係)

税第 号 日

様

岐阜県 県税事務所長 阿

税に係る県税不均一課税通知書

年 月 日付けで申請のあつた設備に係る 税については、 岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例第 条の規定により、下記のとおり不均一課税を行つたので通知します。

条の規定により、下記のとおり不均一課税を行つたので通知します。なお、この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

## 1 個人(法人)の事業税

年又は	税率	所得金額 又 は	不均一課税対 象設備に係る 従業者数	不均一課税対 象設備に係る 所得金額	減 額 される	摘要
事業年度	区分	収入金額①	県内事業所 の従業者数 ②	(課税標準額) ① × ②	税額	
	100	千円	人	千円	円	
}	100					
	100					
計						

## 2 不動產取得税

種	類	地目又 構	地和床	積	取年	月	得 日	課税標準額	減額 税	iされる 額	摘	要
				m²			•	千円		円		
							•					
						•	•					
計	_					_						